

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
<p>1 連結納税基本通達の規定は、原則として連結法人が連結納税に係る申告を行うに際し、適用するものとする。</p> <p>したがって、連結法人であっても各事業年度の所得に対する法人税に係る申告を行う法人については、法人税基本通達の定めによる。</p> <p>2 連結納税基本通達において引用している法人税法の規定中、第2編第1章第1節第2款から第11款まで《各事業年度の所得の金額の計算》の各条項(法人税法第22条から第65条まで)のうち、法人税法第23条、第26条第3項、第27条、第37条、<u>第40条から第41条の2まで及び第57条から第58条まで</u>を除く条項の規定は、当該通達の規定上、特に断りのない限り、連結法人が法人税法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうものとする。</p> <p>したがって、当該通達で引用する各条項の直前には、原則として「法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の」という文言が省略されていることに留意する。</p>	<p>1 連結納税基本通達の規定は、原則として連結法人が連結納税に係る申告を行うに際し、適用するものとする。</p> <p>したがって、連結法人であっても各事業年度の所得に対する法人税に係る申告を行う法人については、法人税基本通達の定めによる。</p> <p>2 連結納税基本通達において引用している法人税法の規定中、第2編第1章第1節第2款から第11款まで《各事業年度の所得の金額の計算》の各条項(法人税法第22条から第65条まで)のうち、法人税法第23条、第26条第3項、第27条、第37条、<u>第40条、第41条、</u>第57条から第58条までを除く条項の規定は、当該通達の規定上、特に断りのない限り、連結法人が法人税法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうものとする。</p> <p>したがって、当該通達で引用する各条項の直前には、原則として「法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の」という文言が省略されていることに留意する。</p>

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 納税地及び納税義務</p> <p>第 2 節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第 3 節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第 4 節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第 5 節 連結同族会社</p> <p>第 6 節 組織再編成</p> <p>第 7 節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第 8 節 連結利益積立金額</p> <p>第 9 節 仮決算における経理</p> <p>第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第 1 節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則</p> <p>第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益</p> <p>第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益</p> <p>第 3 款 役務の提供に係る収益</p> <p>第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益</p> <p>第 5 款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第 6 款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第 7 款 その他の収益等</p> <p>第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第 1 款 売上原価等</p> <p>第 2 款 販売費及び一般管理費等</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 納税地及び納税義務</p> <p>第 2 節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第 3 節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第 4 節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第 5 節 連結同族会社</p> <p>第 6 節 組織再編成</p> <p>第 7 節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第 8 節 連結利益積立金額</p> <p>第 9 節 仮決算における経理</p> <p>第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第 1 節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則</p> <p>第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益</p> <p>第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益</p> <p>第 3 款 役務の提供に係る収益</p> <p>第 4 款 短期売買商品等の譲渡に係る損益</p> <p>第 5 款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第 6 款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第 7 款 その他の収益等</p> <p>第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第 1 款 売上原価等</p> <p>第 2 款 販売費及び一般管理費等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品等の譲渡損益等</p> <p>第9款 短期売買商品等の取得価額</p> <p>第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第11款 短期売買商品等の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p>	<p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品等の譲渡損益等</p> <p>第9款 短期売買商品等の取得価額</p> <p>第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第11款 短期売買商品等の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p>	<p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p>

改 正 後	改 正 前
第1款 減価償却資産	第1款 減価償却資産
第2款 少額の減価償却資産等	第2款 少額の減価償却資産等
第2節 減価償却の方法	第2節 減価償却の方法
第3節 固定資産の取得価額等	第3節 固定資産の取得価額等
第1款 固定資産の取得価額	第1款 固定資産の取得価額
第2款 耐用年数の短縮	第2款 耐用年数の短縮
第4節 償却限度額等	第4節 償却限度額等
第1款 通則	第1款 通則
第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額	第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額
第3款 増加償却	第3款 増加償却
第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産	第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産
第5節 償却費の損金経理	第5節 償却費の損金経理
第6節 特殊な資産についての償却計算	第6節 特殊な資産についての償却計算
第1款 鉱業用減価償却資産の償却	第1款 鉱業用減価償却資産の償却
第2款 取替資産についての償却	第2款 取替資産についての償却
第3款 特別な償却率を適用する資産の償却	第3款 特別な償却率を適用する資産の償却
第4款 生物の償却	第4款 生物の償却
第6節の2 リース資産の償却等	第6節の2 リース資産の償却等
第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義	第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義
第2款 賃借人の処理	第2款 賃借人の処理
第3款 賃貸人の処理	第3款 賃貸人の処理
第4款 その他	第4款 その他
第7節 除却損失等	第7節 除却損失等
第1款 除却損失等の損金算入	第1款 除却損失等の損金算入
第2款 総合償却資産の除却価額等	第2款 総合償却資産の除却価額等

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p>	<p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p>

改 正 後	改 正 前
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 罰科金	第5款 罰科金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第7節 負担金	第7節 負担金
第8節 その他の経費	第8節 その他の経費
第1款 商品等の販売に要する景品等の費用	第1款 商品等の販売に要する景品等の費用
第2款 海外渡航費	第2款 海外渡航費
第3款 会費及び入会金等の費用	第3款 会費及び入会金等の費用
第4款 その他	第4款 その他
第9章 圧縮記帳	第9章 圧縮記帳
第1節 圧縮記帳の通則	第1節 圧縮記帳の通則

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p>	<p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p>

改 正 後	改 正 前
第3節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理	第3節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理
第14章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益	第14章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益
第1節 通則	第1節 通則
第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整	第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整
第3節 譲渡損益調整額の戻入れ	第3節 譲渡損益調整額の戻入れ
第15章 リース取引	第15章 リース取引
第1節 リース取引の意義	第1節 リース取引の意義
第2節 金銭の貸借とされるリース取引	第2節 金銭の貸借とされるリース取引
第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定	第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定
第2款 譲渡人の処理	第2款 譲渡人の処理
第3款 譲受人の処理	第3款 譲受人の処理
第15章の2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等	第15章の2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等
第1節 通則	第1節 通則
第2節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算	第2節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算
第16章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算	第16章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算
第17章 外貨建取引の換算等	第17章 外貨建取引の換算等
第1節 外貨建取引に係る会計処理等	第1節 外貨建取引に係る会計処理等
第2節 外貨建資産等の換算等	第2節 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p> 第 1 款 組合事業による損益</p> <p> 第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p> 第 1 款 事業分量配当等</p> <p> 第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p> 第 1 款 更生会社等の損益等</p> <p> 第 2 款 債権者等の損益</p> <p>第 4 節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第 19 章 税額の計算</p> <p>第 1 節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p> 第 1 款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p> 第 2 款 連結留保金額の計算</p> <p>第 2 節 所得税額の控除</p> <p>第 3 節 外国税額の控除</p> <p> 第 1 款 通則</p> <p> 第 2 款 外国法人税の控除</p> <p> 第 3 款 その他</p> <p><u>第 3 節の 2 分配時調整外国税相当額の控除</u></p> <p>第 4 節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p>	<p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p> 第 1 款 組合事業による損益</p> <p> 第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p> 第 1 款 事業分量配当等</p> <p> 第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p> 第 1 款 更生会社等の損益等</p> <p> 第 2 款 債権者等の損益</p> <p>第 4 節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第 19 章 税額の計算</p> <p>第 1 節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p> 第 1 款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p> 第 2 款 連結留保金額の計算</p> <p>第 2 節 所得税額の控除</p> <p>第 3 節 外国税額の控除</p> <p> 第 1 款 通則</p> <p> 第 2 款 外国法人税の控除</p> <p> 第 3 款 その他</p> <p>第 4 節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 20 章 申告、納付及び還付</p> <p>第 1 節 申告及び納付</p> <p>第 2 節 還付</p> <p>経過的处理</p>	<p>第 20 章 申告、納付及び還付</p> <p>第 1 節 申告及び納付</p> <p>第 2 節 還付</p> <p>経過的处理</p>

三 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除)</p> <p>19-2-3 連結法人が各連結事業年度終了の日までに支払を受けていない法第 81 条の 14(連結事業年度における所得税額の控除)に規定する利子及び配当等を当該連結事業年度の確定した決算において収益として計上し、当該利子及び配当等(同条第 1 項の利子等については当該連結事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、同項の配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。)につき納付すべき所得税の額(当該所得税の額に係る法第 81 条の 15 の 2 第 1 項(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額を除く。以下 19-2-4 及び 19-2-9 において同じ。)を当該連結事業年度の法人税の額から控除し、又はその控除しきれない額に相当する所得税の還付を請求した場合には、その控除又は請求を認める。</p> <p>(証券投資信託の収益の分配の計算期間)</p> <p>19-2-9 証券投資信託(日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未</p>	<p>(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除)</p> <p>19-2-3 連結法人が各連結事業年度終了の日までに支払を受けていない法第 81 条の 14(連結事業年度における所得税額の控除)に規定する利子及び配当等を当該連結事業年度の確定した決算において収益として計上し、当該利子及び配当等(同条第 1 項の利子等については当該連結事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、同項の配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。)につき納付すべき所得税の額を当該連結事業年度の法人税の額から控除し、又はその控除しきれない額に相当する所得税の還付を請求した場合には、その控除又は請求を認める。</p> <p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>19-2-9 証券投資信託(日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未</p>

改 正 後	改 正 前
<p>払収益分配金勘定に振り替えることとされているものを除く。)の収益の分配に対する<u>所得税の額</u>につき令第155条の26第2項又は第3項(連結法人税額から控除する<u>所得税額の計算</u>)の規定を適用する場合におけるこれらの項の配当等の計算の基礎となった期間は、次の期間をいう。この場合、(4)の追加型証券投資信託と他の証券投資信託とは区分して同条第3項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 信託期間中における決算分配金の分配については、その計算期間。</p> <p>(2) 信託の一部の解約による収益の分配については、当該信託の開始の日からその解約の日までの期間。ただし、信託約款により、各計算期間ごとのいわゆる収益分配可能額(収益調整金の原資に相当する部分を除く。)の全額をそれぞれ各計算期間に係る決算分配金として分配することを定めている証券投資信託(以下19-2-9において「収益分配可能額全額分配の証券投資信託等」という。)の第2計算期間以後の解約による収益の分配については、直前の決算分配金に係る計算期間の末日の翌日から当該解約の日までの期間。</p> <p>(3) 信託の終了による収益の分配については、当該信託の開始の日から終了の日までの期間。ただし、収益分配可能額全額分配の証券投資信託等の終了による収益の分配については、直前の決算分配金に係る計算期間の末日の翌日から当該終了の日までの期間。</p> <p>(4) 追加型証券投資信託の収益の分配については、(1)から(3)までにかかわらず、(1)の分配は、当該信託の当該受益権に係る設定日(追加設定の日を含む。以下19-2-9において「元本の設定日」という。)からその決算分配金に係る計算期間の末日までの期間(元本の設定日が当該決算分配金の計算期間の開始の前日である場合には、当該計算期間)、(2)の分配は、元本の設定日から信託の解約の日までの期間、(3)の分配は、元本の設定日から信託の終了の</p>	<p>払収益分配金勘定に振り替えることとされているものを除く。)の収益の分配に対する<u>所得税額</u>につき令第155条の26第2項又は第3項(連結法人税額から控除する<u>所得税額の計算</u>)の規定を適用する場合におけるこれらの項の配当等の計算の基礎となった期間は、次の期間をいう。この場合、(4)の追加型証券投資信託と他の証券投資信託とは区分して同条第3項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 信託期間中における決算分配金の分配については、その計算期間。</p> <p>(2) 信託の一部の解約による収益の分配については、当該信託の開始の日からその解約の日までの期間。ただし、信託約款により、各計算期間ごとのいわゆる収益分配可能額(収益調整金の原資に相当する部分を除く。)の全額をそれぞれ各計算期間に係る決算分配金として分配することを定めている証券投資信託(以下19-2-9において「収益分配可能額全額分配の証券投資信託等」という。)の第2計算期間以後の解約による収益の分配については、直前の決算分配金に係る計算期間の末日の翌日から当該解約の日までの期間。</p> <p>(3) 信託の終了による収益の分配については、当該信託の開始の日から終了の日までの期間。ただし、収益分配可能額全額分配の証券投資信託等の終了による収益の分配については、直前の決算分配金に係る計算期間の末日の翌日から当該終了の日までの期間。</p> <p>(4) 追加型証券投資信託の収益の分配については、(1)から(3)までにかかわらず、(1)の分配は、当該信託の当該受益権に係る設定日(追加設定の日を含む。以下19-2-9において「元本の設定日」という。)からその決算分配金に係る計算期間の末日までの期間(元本の設定日が当該決算分配金の計算期間の開始の前日である場合には、当該計算期間)、(2)の分配は、元本の設定日から信託の解約の日までの期間、(3)の分配は、元本の設定日から信託の終了の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>日までの期間。</p> <p>⑥ 日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未払収益分配金勘定に振り替えることとされている証券投資信託の収益の分配金について課された所得税の額は、常にその全額が同条第1項において読み替えて準用される令第140条の2第1項第1号《法人税額から控除する所得税額の計算》に掲げる「その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額」に該当する。</p> <p>（連結法人税額から控除する所得税額の計算）</p> <p>19-2-13 令第155条の26第3項《控除所得税額の簡便計算》の規定による計算は、各連結法人が有する利子配当等の全ての元本について同項に規定する「<u>株式及び出資（……）と集団投資信託（……）の受益権</u>」及び「期間が1年を超えるものと1年以下のもの」ごとの<u>4つ</u>に区分し、その区分に属する全ての元本について、その銘柄ごとに行うのであるから、例えば、同一の区分に属する株式を複数の連結法人が有する場合には、その一部の連結法人が有するもののみについて同項の規定を適用することはできないことに留意する。</p> <p>（上場株式等の配当等に係る所得税額の控除の取扱い）</p> <p>19-2-14 <u>連結法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第81条の14《連結事業年度における所得税額の控除》の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に掲げる金額を基礎として計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>19-3の2-6(1)《上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い》に掲げる上場株式等の配当等</u> <u>所得税法の規定により課される所得税の額（当該上場株式等の配当等に係る措置法第9条の3の2第7項</u></p>	<p>日までの期間。</p> <p>⑥ 日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未払収益分配金勘定に振り替えることとされている証券投資信託の収益の分配金について課された所得税の額は、常にその全額が同条第1項において読み替えて準用される令第140条の2第1項第1号《法人税額から控除する所得税額の計算》に掲げる「その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額」に該当する。</p> <p>（連結法人税額から控除する所得税額の計算）</p> <p>19-2-13 令第155条の26第3項《控除所得税額の簡便計算》の規定による計算は、各連結法人が有する利子配当等の全ての元本について同項に規定する「<u>3種類</u>」及び「期間が1年を超えるものと1年以下のもの」ごとの<u>6つ</u>に区分し、その区分に属する全ての元本について、その銘柄ごとに行うのであるから、例えば、同一の区分に属する株式を複数の連結法人が有する場合には、その一部の連結法人が有するもののみについて同項の規定を適用することはできないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えて適用される法第 81 条の 14 第 1 項に規定する調整対象所得税相当額を加える。）</u></p> <p>(2) <u>19-3 の 2-6(2)に掲げる利益の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第 9 条の 6 第 4 項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額を除く。）</u></p> <p>(3) <u>19-3 の 2-6(3)に掲げる配当等 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第 9 条の 6 の 2 第 4 項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人分配時調整外国税相当額を除く。）</u></p> <p>(4) <u>19-3 の 2-6(4)に掲げる剰余金の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第 9 条の 6 の 3 第 4 項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額を除く。）</u></p> <p>(5) <u>19-3 の 2-6(5)に掲げる剰余金の配当 所得税法の規定により課される所得税の額（措置法第 9 条の 6 の 4 第 4 項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額を除く。）</u></p> <p>(注) <u>本文の取扱いは、19-2-3（未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除）、19-2-4（支払請求に基づき支払った所得税の控除）、19-2-9（証券投資信託の収益の分配の計算期間）及び19-2-13（連結法人税額から控除する所得税額の計算）の取扱いの適用に当たっても、同様とする。</u></p>	

四 分配時調整外国税相当額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 節 の 2 分配時調整外国税相当額の控除</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(未収の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額の控除)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3 の 2-1 連結法人が各連結事業年度終了の日までに支払を受けていない集団投資信託の収益の分配を当該連結事業年度の確定した決算において収益として計上し、当該収益の分配(所得税法第 23 条第 1 項(利子所得)に規定する利子等に該当するものについては当該連結事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、同法第 24 条第 1 項(配当所得)に規定する配当等に該当するものについてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。)に係る法第 81 条の 15 の 2 第 1 項(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額(以下 19-3 の 2-4 までにおいて「分配時調整外国税相当額」という。)を当該連結事業年度の法人税の額から控除した場合には、その控除を認める。</u></p>	
<p><u>(証券投資信託の収益の分配の計算期間)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3 の 2-2 証券投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき令第 155 条の 36 第 3 項(連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算)において準用する令第 155 条の 26 第 2 項又は第 3 項(連結法人税額から控除する所得税額の計算)の規定を適用する場合における当該収益の分配の計算の基礎となった期間については、19-2-9(証券投資信託の収益の分配の計算期間)の例による。</u></p>	
<p><u>(分配時調整外国税相当額のうち控除されない金額が生じた場合の取扱い)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>19-3 の 2-3 連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>調整外国税相当額について法第 81 条の 15 の 2 (連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除) の規定の適用を受ける場合には、法第 81 条の 8 の 2 第 1 項 (連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入) の規定により当該分配時調整外国税相当額の全額が損金の額に算入されないのであるから、当該分配時調整外国税相当額のうち令第 155 条の 36 第 2 項第 1 号 (連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) の規定により当該連結法人の法人税の額から控除されない金額が生じた場合における当該控除されない金額についても、損金の額に算入されないことに留意する。</u></p> <p><u>(分配時調整外国税相当額の控除の適用を受けない場合の取扱い)</u></p> <p><u>19-3 の 2-4 連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき、法第 81 条の 15 の 2 (連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除) の規定の適用を受けない場合には、その支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額については、法第 81 条の 8 の 2 第 1 項 (連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入) の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算)</u></p> <p><u>19-3 の 2-5 令第 155 条の 36 第 3 項 (連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算) において準用する令第 155 条の 26 第 3 項 (連結法人税額から控除する所得税額の計算) の規定を適用する場合における同項の規定による計算については、19-2-13 (連結法人税額から控除する所得税額の計算) の例による。</u></p> <p><u>(上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>19-3の2-6 連結法人が交付又は支払を受ける次に掲げる配当等に係る法第81条の15の2(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)の規定の適用に当たっては、同条に規定する法人税の額から控除される金額は、次に掲げる配当等に応じそれぞれ次に掲げる金額を基礎として計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第9条の3の2第1項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)に規定する上場株式等の配当等の交付を受ける場合において、同条第3項各号に定める金額があるときにおける当該上場株式等の配当等 当該上場株式等の配当等に係る同条第7項の規定により読み替えて適用される法第81条の14第1項(連結事業年度における所得税額の控除)に規定する調整対象外国税相当額</u></p> <p>(2) <u>措置法第9条の6第1項(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当の支払を受ける場合において、当該利益の配当に係る同条第4項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額があるときにおける当該利益の配当 当該特定目的会社分配時調整外国税相当額</u></p> <p>(3) <u>措置法第9条の6の2第1項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)に規定する投資法人の同項に規定する配当等の支払を受ける場合において、当該配当等に係る同条第4項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額があるときにおける当該配当等 当該投資法人分配時調整外国税相当額</u></p> <p>(4) <u>資産の流動化に関する法律第2条第13項(定義)に規定する特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合において、措置法第9条の6の3第4項(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額があるときにおける当該剰余金の配当 当該特定目的信託分配時調整外国税相当額</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(5) <u>措置法第9条の6の4第1項(特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合において、当該剰余金の配当に係る同条第4項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額があるときにおける当該剰余金の配当 当該特定投資信託分配時調整外国税相当額</u></p> <p>(注) <u>本文の取扱いは、19-3の2-1(未収の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額の控除)から19-3の2-5(連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算)までの取扱いの適用に当たっても、同様とする。</u></p>	

五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 後
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の19-2-3の取扱いは、令和2年1月1日以後に支払を受ける法第68条第1項(所得税額の控除)に規定する利子及び配当等(以下「利子及び配当等」という。)につき課される19-2-3に定める所得税の額(以下「所得税の額」という。)について適用し、同日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税の額については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の19-2-14((1)に係る部分に限る。)及び19-3の2-6((1)に係る部分に限る。)の取扱いは、令和2年1月1日以後に支払われる措置法第9条の3の2第1項(上場株式等の配当等に係る</u></p>	<p>(新 設)</p>

源泉徴収義務等の特例)に規定する上場株式等の配当等について適用する。

(3) この法令解釈通達による改正後の19-2-14(2)から(5)までに係る部分に限る。)及び19-3の2-6(2)から(5)までに係る部分に限る。)の取扱いは、令和2年1月1日以後に支払われる措置法第9条の6第1項(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当、措置法第9条の6の2第1項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)に規定する投資法人の同項に規定する配当等、資産の流動化に関する法律第2条第13項(定義)に規定する特定目的信託の剰余金の配当又は措置法第9条の6の4第1項(特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定投資信託の剰余金の配当について適用する。

(4) この法令解釈通達による改正後の第19章第3節の2(19-3の2-6を除く。)の取扱いは、令和2年1月1日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る法第81条の15の2第1項(連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。